

軽自動車税及び固定資産税の誤徴収について

令和2年6月12日
京丹後市役所

本市におきまして、軽自動車税及び固定資産税について、誤って口座引落しをしたことが判明しましたので、下記のとおりお知らせします。大変御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

軽自動車税

1. 概要

軽自動車税の減免申請（対象者 475 件、身体障害者等）については、4月23日（木）を締切りに手続きをしていましたが、今回、減免申請書（13件分）を未処理の状態で、一時的に紛失（後に減免申請書が他の書類と混ざっていたことが判明）していたことに伴い、減免決定ができなかったため、4月30日（木）に口座振替により誤徴収及び5月20日（水）に督促状の誤送付をしてしまいました。

2. 経緯

令和2年4月30日（木）に口座振替により引落した軽自動車税のうち、減免対象者の口座から引き落としされたことが減免対象者からの指摘により発覚。調査の結果減免申請書を一時的に紛失したことにより減免決定ができず、引落しがされていることが判明しました。

3. 対象件数（減免未処理件数 13 件）

口座引落とし件数及び金額	3 件	34,500 円
督促状送付件数及び金額	8 件	72,900 円
督促状送付前に減免決定	1 件	7,200 円
誤納付の件数及び金額	1 件	4,000 円
合計金額	13 件	118,600 円

4. 対応

対象者の方に対して、早急にご連絡を差し上げお詫びするとともに、誤徴収分について5月28日（木）、及び6月10日（水）に還付させていただきました。

固定資産税

1. 概要

生活保護受給者の固定資産税については、5月19日（火）に減免申請書（対象者 110 件）を受理し、5月25日（月）には減免対象者が決定。固定資産税（第1期・前納）が6月1日（月）に口座振替となるため対象者については口座振替のデータを停止する必要がありましたが、手続きができず、6月1日（月）、口座から引落してしまいました。

2. 経緯

令和2年6月1日（月）に口座振替により引落した固定資産税のうち、減免対象者の口座から引き落としされたことが減免対象者の指摘により発覚。調査の結果、減免対象者の口座振替の停止の手続きができておらず、引落としがされていることが判明しました。

3. 対象件数（口座振替対象件数 31 件）

口座引落とし件数及び金額： 17 件 131,700 円

4. 対応

対象者の方に対して、早急にご連絡を差し上げお詫びするとともに、誤徴収分について6月10日（水）に還付させていただきました。

【再発防止策】

今回の事態を厳粛に受け止め、今後、このような事態が二度と発生しないよう、書類管理及び業務連絡の確認の徹底を図ります。

○問合せ先 京丹後市役所 市民環境部 税務課（0772-69-0180）